

環境保護活動へのインセンティブとサポートの提供に関する政令

(2009年1月14日付)

Decree No. 04/2009/ND-CP

Providing for incentives and supports for environmental protection activities

政府は、

2001年12月25日付け政府組織法に基づき、
2005年11月29日付け環境保護法に基づき、
天然資源環境大臣の提議書に基づき、

以下を定める。

第1章

総則

第1条 適用範囲

1. 本政令は、環境保護活動に対する土地、資本、税、経費の免除及び軽減に関する優遇措置及び支援、環境保護活動から派生した製品の販売に対する価格助成金及び支援、これらの活動から派生した環境保護活動及び製品に対するその他優遇措置及び支援を規定する。
2. 本政令に規定されない優遇措置及び支援は、他の適切な法律に遵守する。
3. 本政令は、法律や国家予算による環境保護活動に基づいて、投資家が実施することを義務付けられた環境保護活動に対しては適用しない。

第2条 適用対象

1. 天然資源及び環境を管轄する政府管理機関、環境保護活動に対する優遇措置及び支援の関係分野を管轄する政府管理機関
2. 環境保護活動における拡張・機能又はビジネス能力の拡大・技術更新の新規投資事業又は投資事業、廃棄物処理・リサイクル技術及び環境にやさしい技術の科学的研究・転用・適用における投資事業、移転すべき深刻な汚染施設（以下、集約的に環境保護活動における投資事業と言う）を有する組織・個人
3. ベトナム社会主義共和国が本政令と異なる規定を含む契約団体と協定を結んでいる場合には、その規定が優先される。

第3条 定義

本政令において下記用語は次のように定義する。

1. 「廃棄物処理」とは、廃棄物の有害又は不要な組成を削減、除去又は破壊す

るための技術及び技術的解決策（廃棄物の有効な組成の回復、リサイクル又は再利用）を利用する過程である。

2. 「クリーンエネルギー又は再生可能エネルギーの発電」とは、風力、太陽光、潮力又は地熱からのエネルギー発電である。
3. 「環境にやさしい製品」とは、その原材料の搾取又はその生産過程を通して、その存在及び利用又は廃棄が、その他同等の製品よりも環境負荷を軽減し、政府が認証する組織のエコラベルを与えられた製品である。
4. 「環境に有益な天然原料の代替品」とは、天然原料の代替となりうる人工的な製品、及びその存在、利用又は廃棄を通して、その代替された原料より環境負荷を軽減する製品である。
5. 「環境にやさしい技術」とは、製造、ビジネス、研究又は消費に適用され、その運用又は利用により同類技術よりも環境負荷を軽減し、環境に配慮する製品に派生する技術である。
6. 「移転すべき深刻な汚染施設」とは、管轄機関の判断の基に、移転が必要とされたリスト上にある施設である。
7. 「廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理のために適切な場所に用意された、土地、作業場、技術的チェーン、設備、支援業務で構成された物理的な基盤である。
8. 「生活系固形廃棄物の統合的処理施設」とは、生活系固形廃棄物処理施設の複合施設、又は計画場所での統合した生活系固形廃棄物の一連の処理及び支援業務である。
9. 「統合的な生活排水処理システム」とは、2,500m³/日又はそれ以上の生活排水処理をする設計能力を持つ、又は都市部における 5,000 世帯又はそれ以上を対象とした排水処理能力を持つ、又は地方の住宅地域における総合的な生活排水処理施設として運営する、一つ又はそれ以上で構成された生活排水処理事業の複合システムである。
10. 「環境保護インフラシステム」とは、産業パーク、複合施設、又は工芸村において、排水の収集・処理のための共同場所及び一般固形廃棄物及び有害廃棄物保管のための場所を構成する。
11. 「環境保護企業又は協同組合」とは、環境保護活動リスト A と B に明記されている環境保護活動を行い、本政令に附属した優遇措置及び支援の対象となる活動から派生した製品をつくる企業又は協同組合である。

第4条 優遇措置及び支援の享受に関する原則

1. 優遇措置及び支援の対象となる多くの環境保護活動を行う組織及び個人は、本政令の基でこれらの活動のための優遇措置及び支援を享受する。
2. 優先事項としては、環境汚染の軽減、リサイクル、再利用及び廃棄物汚染の削減に対する活動となる。
3. 環境保護活動における優遇措置及び支援の水準及び範囲は、各期間での環境

保護政策に一致するように調整することができる。

第5条 優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動及び製品

1. 優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動として含まれるのは、
 - a/ 環境保護活動及び本政令に附属する優遇措置及び支援の対象となる活動リスト（以下、リストと言う）に明記されている活動により派生した製品
 - b/ 深刻な汚染施設の移転
2. 天然資源環境省は、現実的な状況に基づいて、財務省及び計画投資省との合意後に、リストの調整・決定を首相に提言しなければならない。

第6条 優遇措置及び支援の状況、範囲、水準

1. 優遇措置及び支援の享受にかかる状況
 - a/ 環境保護活動、リスト上の活動から派生した製品、及び深刻な汚染施設の移転に限り、本政令における優遇措置及び支援の対象となる。
 - b/ 環境保護投資事業として行う時に限り、リスト上の環境保護活動及び深刻な汚染施設の移転が、本政令における優遇措置及び支援の対象となる。
 - c/ リスト上の環境保護活動における投資事業実施の直接的サービスのなかで輸入された機械、設備、手段、道具及び原料は、本政令における輸入税の優遇措置の対象となる。
2. 優遇措置及び支援の範囲及び水準
 - a/ 優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動は、特別優遇措置・支援及び優遇措置・支援の対象となるものを含む。
 - b/ リスト A に明記されている特別優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動
 - c/ リスト B に明記されている優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動
 - d/ リスト C に明記されている優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動から派生した製品

第7条 禁止行為

1. 優遇措置や支援を享受するための虚偽の申告
2. 不適切な目的での優遇措置や支援の利用
3. 優遇措置や支援を享受する組織、個人に対するハラスメント、障害、トラブル原因
4. 規制に違反して、優遇措置や支援を提供するために、個人の立場や権限を乱用

第2章 優遇措置及び支援

第1節 インフラ及び土地に関する優遇措置及び支援

第8条 インフラ作業の構築における投資の支援

1. リスト A の第 I 節第 1 項及び第 2 項に明記されている環境保護作業を構築する事業の投資家は、次のインフラ作業における投資の支援を享受する。
 - a/ 政府は、技術的なインフラ作業、及び事業の地域を越えて共有地域の技術的インフラシステムに結合する作業項目（道路、配電線、給排水作業）を形成する投資に対して支援する。
 - b/ 政府が、事業スケジュールに則って、本条第 1 項、a 号に明記されている作業及び作業項目に対して資本支援を提供していない場合には、投資家は、スケジュール通りに事業を行うために、自らの事業への投資におけるその他法的な資本源を利用することができる。これらの資本金は、土地使用金又は土地賃借料、及び規制に基づいた国家予算上の投資家によって支払われるその他送金に対して清算される。
2. 財務省は、本条第 1 項の実施を指導するために、計画投資省と調整する基本的な責任を負わなければならない。

第9条 土地整備及び補償支払いに関する支援

リスト A の第 I 節、及びリスト B の第 I 節に明記されている環境保護作業を構成する事業の投資家は、次の土地整備の支援の対象となる。

1. 地方省及び中央直属都市の人民委員会（以下、地方省レベル人民委員会と言う）は、地元の環境保護投資事業のために、土地使用計画及び土地整備補償金が支払い済みの整備が完了した土地の交付計画¹に対して認可を受けなければならない。
2. 技術的インフラの構築又は環境保護サービスを提供するために土地が利用される場合には、管轄省庁は、投資家へ土地を交付する前に、土地法に基づいて、現在の利用者から土地を取戻し、土地整備に係る補償金を支払わなければならない。

¹ ベトナムでは個人の土地所有は認められておらず、国からの割当による土地使用が認められている。外国企業・外国人は土地割当を受けることができないため、土地賃借料を支払い、土地を借りることになる。参照: (独)中小企業基盤整備機構.ベトナムにおける最近の土地法・企業法改正に係る実態調査. 2006年3月.
http://www.smj.go.jp/keiei/dbps_data/material/_chushou/b_keiei/keieikokusai/pdf/Vietnam.pdf.

第10条 土地使用金及び土地賃借料に関する支援

1. リスト A の第 I 節に明記されている特別優遇措置及び支援の対象となる環境保護作業の構築のために利用される土地は、土地使用金及び土地賃借料の控除の対象となる。
2. リスト B の第 I 節に明記されている優遇措置及び支援の対象となる環境保護作業の構築のために利用される土地は、土地使用金及び土地賃借料において 50% の軽減、及び土地使用金及び土地賃借料支払いの遅延は土地の交付後 5 年以内とする。

第11条 移転すべき深刻な汚染施設に対しての土地に関する財政優遇措置

1. 移転すべき深刻な汚染施設が、土地使用金の納付するしない又は他団体から土地使用権を法的に移管するしないに関らず、土地交付が行われ、土地使用金が政府へ支払われた又は国家予算へ移された場合には、以下の優遇措置を享受する。
 - a/ 継続して生産又はビジネス運営を行うために、管轄の政府機関がすでに認可した土地使用計画に則り、産業パーク又はその他集約的な生産・商業エリアに、生産・商業用地を交付する。

交付される土地は旧生産施設の土地面積と同等とする。生産拡張の目的で旧生産施設より広い土地面積が必要な場合には、関係企業又は協同組合は、管轄の政府機関へ意見・決定を求めるために、投資事業を明確に示し提案しなければならない。

- b/ 政府は、移転予定の旧生産施設が公益目的として使用、又は社会経済の発展を目的として競売・使用されるために設置される土地を取り戻す。
 - c/ 移転すべきである深刻に汚染された国営企業は、土地使用金・土地賃借料の支払い及び新規生産施設における技術の更新・改良のために、土地使用権の競売による収益（競売諸経費を除いた後）を国家予算の配分として登録できる。旧生産施設の土地が公益目的として取り戻される場合には、企業は、土地使用金・土地賃借料、新規生産施設における技術の改善・更新・改良における支払いに対して、取戻し時の市場価格で、政府出資金によって、これらの土地の土地使用権と同価値のものを配分される。

2. 移転すべき深刻な汚染施設は、土地使用金の納付により政府から土地を交付された、又は法的な土地使用権が他団体から移転され土地使用金が政府に支払われた、又は移転のために国家予算以外の資金で支払われた場合には、以

下の優遇措置を享受する。

- a/ 継続して生産又はビジネス運営を行うために、管轄の政府機関からすでに認可された土地使用計画に則って、産業パーク又はその他総合的生産・商業エリアにおける生産・商業用地の交付に対して、政府から優先順位をつけられる。しかし、技術インフラの投資比率に従って土地使用金を支払わなければならない。

地方行政が、産業パーク又はその他総合的生産・商業エリアにおいて、生産・商業用地を交付できない場合には、企業及び協同組合は、管轄の政府機関からすでに認可された土地使用計画に則って、新規用地を選択することができ、土地整備の補償金の支払い（他団体によって現在利用されている土地に対して）に対する政府の支援を受けることができる、若しくは土地使用金の50%の軽減（地方において難しい社会経済状況により、政府から交付又は貸付されていない土地に対して）又は土地使用金の免除（地方において例外的に難しい社会経済状況により、政府から交付又は貸付されていない土地に対して）の権利を与えられる。

生産拡張の目的で旧生産施設より広い土地面積が必要な場合には、関係企業及び協同組合は、新規土地面積の考慮及び交付のために、管轄する政府機関に対して、投資事業を明確に示さなければならない。これら企業及び協同組合は土地の整備補償金又は土地面積の差分に対する土地使用金を支払わなければならない。

- b/ 関係企業及び協同組合は、旧施設の土地使用目的を変更することができるが、新規利用の目的が、管轄の政府機関によりすでに認可されている、土地使用詳細計画、都市建設計画又は地方の住宅地建設計画²に則っていることを確保しなければならない。企業や協同組合が土地を必要としない場合には、土地法に基づいて、他団体へ土地使用権を移転することができる。

3. 移転すべき深刻な汚染施設が、政府から土地をリースされ、国家予算ではない資金で政府へ土地賃借料を支払った場合には、以下の優遇措置を享受できる。

- a/ 土地を賃借し、2003年土地法の施行前に、賃借の全期間又は数年間、賃借料を一括で支払った企業及び協同組合は、継続して生産又はビジネス運営を行うために、管轄の政府機関がすでに認可した土地使用計画に則って、産業パ

² (独)中小企業基盤整備機構のベトナムにおける最近の土地法・企業法改正に係る実態調査を参照。参照:
(独)中小企業基盤整備機構.ベトナムにおける最近の土地法・企業法改正に係る実態調査. 2006年3月.
http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/material/_chushou/b_keiei/keieikokusai/pdf/Vietnam.pdf.

ーク又はその他総合的な生産・商業エリアにおける土地の再リースを優先的に受けられる。企業及び協同組合は再リースの土地に対する賃借料を支払わなければならない。

- b/ 企業又は協同組合は、政府へ前払いした土地賃借料を返還される。
4. もし公益施設が、土地使用金の納付なしに政府から土地を交付され、深刻な汚染の原因となり、移転が必要な場合には、以下の優遇措置を享受する³。
- a/ 公益施設は、管轄の政府機関よりすでに認可されている土地使用詳細計画に則り、土地の交付を優先的に受ける。公益施設は、管轄の政府機関が認可した投資事業に基づいて、移転を計画している地方における公益運営サービスにおける技術インフラ及び作業を構築する投資ができる。
 - b/ 政府は、その他公益目的のために使用、又は社会経済の発展目的として競売・使用するために、移転予定の旧施設の土地を取り戻す。
 - c/ 公益施設は、土地の整備補償金の支払い（他団体によって現在使用されている土地）や、計画中の地方における公益運営サービスにおける技術インフラ及び作業の投資に対して、土地使用権の競売から得た利益（競売諸経費を除いた後）を利用でき、国家予算として登録できる。旧公益施設の土地が公益目的で使用されている場合には、土地の整備補償金（他団体によって現在使用されている土地）の支払い、又は計画中の地方における公益運営サービスの技術インフラ及び作業の投資に対して、公益施設は、政府より出資金を交付される。

第2節 資本、税、経費の優遇措置及び支援

第12条 資本投資を向上させる優遇措置

1. 埋立て廃棄物の容積を10%未満にする処理技術を適用するリストAの第I節第1項に明記されている生活系固形廃棄物の統合的処理施設、及びリストAの第I節第2項に明記されている統合的な生活排水処理システムは、建設投資費用の50%が政府の支援対象（中央政府予算40%、地方政府予算10%）となり、残り50%はベトナム開発銀行又はベトナム環境保護基金の優遇的融資となる。
2. リストAの第I節第3項、第4項、第5項及び第6項、及びリストBの第I節に明記されている建設作業は、現行規制に則りベトナム開発銀行による投資後の金利支援、又は環境保護基金の憲章に従って融資や投資後の金利支援又は投資信用保証の対象となる。また、財産を抵当に入れることにより優遇的な担保保証融資を確保できる。

³ 英文では「If public-utility establishments which have been allocated land the State without collection of land use levy and cause serious pollution and must be relocated, they will enjoy the following incentives」

3. 政府はリスト A の第 II 節第 9 項に明記されている環境保護の開発商品の適用に対する設備購入費用の 30%と同等の支援を提供する一方、ベトナム開発銀行又はベトナム環境保護基金は残りの 70%に対する融資を提供する。
4. リスト A の第 II 節第 6 項、第 7 項及び第 8 項、及びリスト B の第 II 節第 5 項に明記された運営を行っている企業及び協同組合は、生産・ビジネス投資事業を実施するための法律の基に、ベトナム開発銀行、国立科学技術開発基金、ベトナム環境保護基金及びその他基金の優遇的投資信用保証の対象となる。
5. 政府の重要な環境保護プログラム及び投資事業は、リストに明記されていれば、政府開発援助の優先的利用を考慮される。
6. 財務省は、本章の第 1 項及び第 3 項で明記されている投資資本援助の提供の指導について、計画投資省と調整する基本的な責任を負わなければならない。また、ベトナム開発銀行の融資を受けている事業に対して、融資及び投資後の金利支援又は投資信用保証の提供の指導について、ベトナム国家銀行と調整しなければならない。

第13条 企業所得税の優遇措置

リスト A の第 II 節及びリスト B の第 II 節に明記されている環境保護活動を行っている企業及び協同組合は、企業所得税に係る法に基づいて、企業所得税の優遇措置の対象となる。

第14条 輸出入関税の優遇措置

1. リスト A の第 II 節第 10 項に明記されている輸入された機械、設備、手段、道具及び材料は輸入関税を免除される。

本章の第 1 項に明記された機械、設備、手段、道具及び材料に対する輸入関税の免除は、事業の拡大又は技術の移設・更新の場合にも適用される。

2. リスト A の第 II 節第 11 項に明記されている機械、設備、予備部品、材料、運搬手段、技術、科学文書、本、新聞、雑誌及びその他の電子科学技術情報資料は、輸出入関税に係る法に基づいて、税の優遇措置の対象となる。
3. 輸出時、リスト C に明記されている製品は、輸出関税免除の対象となる。

第15条 付加価値税の優遇措置

企業及び協同組合は、付加価値税に係る法に基づいて、付加価値税の優遇措置

の対象となる。

第16条 経費の優遇措置

リスト A の第 II 節第 1 項から第 5 項に明記されている特別優遇措置及び支援、又はリスト B の第 II 節で明記されている優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動を行っている企業及び協同組合は、環境保護の経費を免除される。

第17条 固定資産税の減価償却

1. リスト A の第 II 節第 1 項から第 9 項に明記されている特別優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動を行っている企業及び協同組合の固定資産は、現行規制に基づいて、2 倍速で減価償却を求められる。
2. リスト B の第 II 節に明記されている優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動を行っている企業及び協同組合の固定資産は、現行規制に基づいて、1.5 倍速で減価償却を求められる。

第3節 製品販売における助成金及び支援

第18条 投入費用の支援

1. リスト A の第 II 節第 1 項に明記されている環境保護活動は、下記と等しい政府支援を与えられる権利を有する。
 - a/ 排出場所から処理施設への廃棄物輸送料金の 50%
 - b/ 生産に係るエネルギー価格の 50%
2. 財務省は、本章の第 1 項に明記されている投入費用に対して支援を提供するために、手続き及び仕組みを指導する。

第19条 製品販売及び製品価格の助成金に対する支援

1. もし、これら製品が基準に達しており、政府機関がこれらを調達する必要があるなら、政府は、リスト C の第 1 項及び第 2 項に明記されている製品の使用を、政府機関に奨励する。
2. リスト C の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に明記された環境保護活動から派生した製品は、以下の原則に基づいて、価格助成金の対象となる。
 - a/ 収入で経費及び相応な金利をまかなうことができる。
 - b/ 製品に対する助成期間は、事業が助成された製品の生産費用をまかなう成果及び能力をもつと予想される時期に基づいて、決定される。
3. 助成金はベトナム環境保護基金から拠出される。

4. 財務省は、本章第 2 項に明記されている環境保護活動から派生した製品に対する、助成金額、助成金額の水準、助成期間における状態を明確に指導するために、天然資源環境省と調整する基本的な責任を負わなければならない。

第4節 その他優遇措置及び支援

第20条 環境保護賞

1. 天然資源環境省は、2年ごとに、環境保護活動における顕著な功績を残した組織・個人の選出を準備し、環境保護賞を発表するために、科学技術省、ベトナム商工会議所及びベトナムテレビとの調整に対して、基本的な責任を負わなければならない。
2. 天然資源環境省は、賞の構成、基準、賞の検討・発表方法を明確にしなければならない。また、環境保護賞の報奨金レベルを明確にするために、財務省との調整を行わなければならない。
3. 選出された受賞者及び表彰式を準備する費用は非営利環境基金（ベトナム環境保護基金及びその他組織・個人の財政支援）によって支払われる。

第21条 製品宣伝及び排出源でのごみ分別における支援

1. 政府は、以下の活動を行う組織、個人、企業及び協同組合を奨励する。
 - a/ 環境保護活動から派生した製品の宣伝
 - b/ 環境保護の普及啓発及び環境にやさしい製品の利用を向上させるために、環境保護に関する科学映画を作成
 - c/ 排出源での生活ごみの分別を行うために、人々へ、用具を無料で提供
2. 本章第 1 項に明記されている活動費用は、組織、個人、企業及び協同組合の生産費用として考慮されなければならない。
3. 財務省は本章の第 1 項及び第 2 項に明記されている方針の実施を指導するために、天然環境省と調整する基本的な責任を負わなければならない。

第3章 優遇措置及び支援を提供又は償う手続き

第22条 優遇措置及び支援を提供するための手続き

1. 投資法の第 45 条に明記されている投資登録の対象となる投資事業も、対象とならない投資事業においても、投資家は、管轄する政府機関での投資優遇措置を受ける手続きを行う前に、優遇措置・支援の種類及びそれら水準を取り決めている本政令及びその他適切な法律で規定された環境保護活動に対する優遇措置及び支援に、自らを照らし合わせなければならない。

2. 投資家が優遇措置又は支援の証明書を要求する場合には、投資家は、投資証明書に優遇措置又は支援を明記するために、国家投資管理機関に対して、優遇措置又は支援の登録のための手続きを行わなければならない。
3. 投資法の第 17 条に明記されている投資認定の対象となる投資事業、及び本政令で規定されている優遇措置又は支援の対象となる投資事業に対して、国家投資管理機関は、投資証明書に優遇措置又は支援を明記しなければならない。
4. 本政令で規定されている優遇措置又は支援の対象となる外国投資事業において、国家投資管理機関は、投資証明書に投資優遇措置を明記しなければならない。

第23条 優遇措置及び支援の返還

1. 優遇措置及び支援は以下の場合に返還されなければならない。
 - a/ 一定の優遇措置又は支援において虚偽報告を行った企業又は協同組合は、その優遇措置又は支援を返還する。虚偽によりいくつかの優遇措置及び支援を享受した場合には、これら優遇措置及び支援の全てを返還する。
 - b/ 一定の種類 of 優遇措置又は支援において、規定された適切な目的で優遇措置又は支援を使用しなかった企業又は協同組合は、その優遇措置又は支援を返還する。いくつかの優遇措置又は支援を不適切に利用した場合には、これら優遇措置又は支援の全てを返還する。
 - c/ 優遇措置又は支援として提供された土地を不適切に利用した企業及び協同組合は、これら全ての優遇措置又は支援を返還する。
2. 本章第 1 節に基づいて返還された優遇措置及び支援の他に、企業及び協同組合は以下の金額を国家予算に支払わなければならない。
 - a/ 返還時の、ベトナム開発銀行の貸付利率より計算された、返還された支援金に対する元金の利息
 - b/ 返還時の、返還された土地面積、使用期間及び土地貸付利息に従って計算された、土地賃借料
3. 環境保護企業及び協同組合が所在する 地方省レベルの人民委員会は、優遇措置及び支援の使用を調査及び監査し、本章の第 1 節に違反した企業及び協同組合が利用した優遇措置及び支援の返還を決定しなければならない。

第4章 条項の実施

第24条 省庁及び出先機関の責任

1. 天然資源環境省は、本政令の実施の指導及び監査をするために、また、環境保護活動の優遇措置及び支援に係る政策の改正及び補足を考慮・決定する政府に提議し、関係省庁、出先機関及び地方省レベルの人民委員会と調整する基本的な責任を負わなければならない。
2. 計画投資省、財務省、建設省、工業産業省、ベトナム国家銀行、関係省庁及び出先機関は、役割及び職務の範囲内で、本政令で規定された環境保護活動における優遇措置及び支援に係る政策の実施を監督及び指導する。

第25条 地方省レベルの人民コミュニティの責任

1. 土地使用立案・計画、地元における優遇措置及び支援の対象となる環境保護作業に係る技術インフラ及び社会インフラ作業の構築をするための資本の交付計画を詳細に作成するために、全レベルにおける機能する附属機関及び人民委員会を監督すること。
2. 本政令で規定された環境保護活動における優遇措置及び支援に係る政策の実施、能力に応じて組織すること。また、優遇措置及び支援の対象となる環境保護作業を構築するための土地整備補償金の支払いを監督すること。
3. 本政令に基づいて優遇措置及び支援の対象となる組織及び個人による環境保護投資事業の実施を調査及び監査すること。また、優遇措置及び支援が、規定された水準で適切な組織・個人に提供され、適切な目的に利用されたことを確保すること。

第26条 優遇措置及び支援を享受する組織及び個人の責任

1. 本政令に基づいて優遇措置及び支援の対象となる環境保護投資事業を適切に実施すること。
2. 毎年12月31日前に、規制に基づいて管理の調整、調査及び監査を行うために、環境保護投資事業が実施されている地域の地方省レベルの人民委員会、天然資源環境省、計画投資省及び財務省に運営結果を報告すること。また、報告された数値や情報の信頼性及び事実に責任を負うこと。
3. 本章の第2項に明記された報告書の他に、管轄政府管理機関が要請した場合は、環境保護投資事業の実施に係る報告書を随時作成すること。
4. 本章の第2項に明記された報告書の様式は天然資源環境省によって指導され

る。

第27条 実施

1. 本政令は公布から起算して45日で施行する。
2. 本政令の施行期日前に実施された、若しくは生産された、リストA及びリストBで明記された環境保護活動及びリストCで明記された製品は、残された運営期間に対して、本政令に基づいて優遇措置及び支援の対象となる。

政府は、本政令の施行期日前に、企業及び協同組合によって支払われた税金及びその他送金費用の返還を行わない。

3. 新規で公布された法律又は政策が、本政令に基づいて投資家に享受された優遇措置及び支援よりも有利である場合には、その投資家はその法律又は政策の施行期日から、新規優遇措置及び支援へ移行する。新規優遇措置及び支援が現行の法律より不利である場合には、投資家は本政令に基づいて優遇措置及び支援を継続して享受する。
4. 省庁、省庁レベルの機関及び政府附属機関の長、地方省レベルの人民委員会の長、関係組織及び個人は本政令を履行しなければならない。

首相代理
グエン・タン・ズン

環境保護活動、及び優遇措置・支援の対象となる活動から派生した製品リスト
(2009年1月14日付け 政令 No.04/2009/ND-CP に附属する)

A. 特別優遇措置及び支援に係る環境保護活動のリスト

I. 建設作業

1. 生活系固形廃棄物の統合的処理施設の建設
2. 統合的な生活排水処理施設の建設
3. 廃棄物処理施設の建設
4. 環境保護の特許を適用した製造施設の建設
5. 環境事故の調査、救助又は対応をするセンター又はステーションの建設、又は戦後の環境への影響を改善するための施設の建設
6. 火葬場又は電気火葬場の建設

II. 研究、製造及びビジネス

1. 危険廃棄物及び有害物質の処理、運河、水路、河川、貯水池及び軍用基地の環境状態の処理及び改善
2. 環境にやさしい製品の製造
3. 環境保護設備の製造（環境汚染を軽減する設備、廃棄物又は油流出処理のための設備、環境観測・分析設備含む）
4. 天然資源の代替となる環境に有益な製品の製造
5. 火葬及び電気火葬サービス
6. ベトナムでの高技術及び新技術の適用、環境保護のためのバイオ技術の適用
7. 廃棄物処理及びリサイクル技術又は更新の 25%以上が環境にやさしい技術となる調査及び開発の投資
8. 廃棄物処理技術及び環境にやさしい技術への移行
9. 特許をもつ環境保護の発明品又は実用的な解決方法の適用
10. 廃棄物の収集、保管、運搬、リサイクル及び処理、環境観測及び分析、及びクリーン・再生可能なエネルギーの発生で独占的に利用するための輸入機械、設備、手段、道具及び材料
11. 自宅で製造できない輸入機械・設備・予備部品・材料・運搬手段・技術、廃棄物調査及び廃棄物において独占的使用を行うための科学文書・本・新聞・雑誌・その他の電子科学技術情報資料、廃棄物処理技術の移転事業

B. 優遇措置及び支援の対象となる環境保護活動のリスト

I. 建設作業

1. 環境観測所の建設

- 2.産業パーク、工芸村の産業複合施設における環境保護インフラシステムの建設
- 3.環境産業施設、環境にやさしい製品の製造施設、及びその他環境保護作業の公共施設の建設
- 4.環境保護活動における人材の教育及び研修のための施設の建設

II. 科学的調査、製造及びビジネス

- 1.一般廃棄物の処理
- 2.統合的施設での生活排水処理施設の処理
- 3.廃棄物の調査及び処理、廃棄物処理技術の移設、環境やさしい技術
- 4.油流出処理、山・堤防・川岸・沿岸の地すべり及びその他の環境事故の処理
- 5.温室効果ガス及びオゾン層破壊ガスの排出削減のための技術の適用
- 6.クリーン・再生可能なエネルギーの発生、廃棄物エネルギーの発生

C. 優遇措置及び支援の対象となる製品リスト

- 1.環境にやさしい製品に含まれるのは、
 - a/ 廃棄後、容易に分解して自然に戻る製品
 - b/ 天然原料の代替として製造された汚染しない製品
 - c/ 政府に推奨された組織によって認められたエコラベル製品
- 2.廃棄物の再処理から派生した製品
- 3.天然原料の代替として環境に有益な製品
4. 廃棄物処理から発生したエネルギー